

(別紙1)

令和4年度「除外率設定業種企業における障害者雇用モデルの構築事業」 の支援を希望する企業の募集要項

1. 除外率設定業種企業における障害者雇用モデルの構築事業の目的・概要

全ての事業主は、障害者雇用促進法に定める率以上の障害者を雇用することが義務づけられていますが、従来、機械的に一律の雇用率を適用することになじまないとされた職種の多い業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除できることとしてきました（除外率制度）。

この除外率制度は平成16年に廃止し、経過措置として設定した除外率は廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小することとしていますが、除外率設定業種においては依然として「障害者雇用は難しい」という声が聞かれます。

こうした除外率設定業種において、組織的な障害者雇用の取組を加速化することを目的に、障害者雇用に精通し、経営コンサルティングのノウハウをも有する民間企業に委託を行い、支援を希望する企業に対して、経営陣の意識改革から障害者の担う業務の選定や採用・定着の仕組みづくりに到るまでの一貫した支援を実施するとともに、支援プロセスをモデル事例として取りまとめ、成果の横展開を図ります。

2. 支援を希望する企業にやっていただきたいこと

厚生労働省で委託したコンサルティング企業(以下「支援企業」という。)と、必要に応じて打ち合わせを行い(数回～十数回程度)、障害者雇用の経営戦略への位置づけ、推進体制の構築、社内理解の促進、業務の洗い出し、環境の整備、障害者の採用、雇用管理や定着の支援に向けたアドバイスを踏まえて、各種取組を実施していただきます。

また、支援企業が事例集として、支援を希望する企業に実施した支援プロセスや結果について取りまとめる際には、情報提供のご協力と、その情報の事例集への掲載についての承諾をお願いします。

3. 募集する企業及び応募の資格

除外率設定業種の企業であり、かつ、「2. 支援を希望する企業の業務」の趣旨を十分に理解し、4の支援期間の間、支援企業による支援を受け、協力的に各種取組を実施する意思のある企業であること。「除外率設定業種」については、(※)を参照ください。

4. 事業の実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日(予定)

5. 応募方法等

(1) 提出書類

(別紙2) 令和4年度「除外率設定業種企業における障害者雇用モデルの構築事業」の支援を希望する企業の応募書

(2) 提出期限等

※募集期間を1週間延長します

令和4年~~1月27日(木)~~2月4日(金) 17時必着

(3) 提出方法

①郵送の場合

〒100 8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 職業指導係 まで

②Eメールの場合 (10MB まで)

shoutaikaitaku@mhlw.go.jp

6. 応募企業の審査

(1) 応募企業は 厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課において審査を行い、6社程度を選定します。

(2) 審査に関する問い合わせは一切受け付けません。

(3) 審査の基準は以下のとおりとします。

①応募理由が、本事業の実施の目的に沿っているか。

②本事業における各種取組を実施できる十分な体制整っているか。

7. 応募審査スケジュール(予定)

応募期間：令和4年1月6日(木)～令和4年~~1月27日(木)~~2月4日(金) 17時

審査：令和4年~~1月下旬~~2月上旬～令和4年2月~~土月中旬~~

結果連絡：令和4年2月~~土月中旬~~

※上記スケジュールは目安であり諸般の事情により変更することがあります。

(※)除外率設定業種

除外率の 産業分類番号	除外率設定業種
02	林業(狩猟業を除く。)
051	金属鉱業
052	石炭・亜炭鉱業
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業
055	窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)
059	その他の鉱業
D	建設業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)
231	非鉄金属第一次製錬・精製業
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業
42	鉄道業

43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
481	港湾運送業
482	貨物運送取扱業(集配利用運送を除く。)
811	幼稚園
812	小学校
815	特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)
816	高等教育機関(高等学校は含まない。)
819	幼保連携型認定こども園
83	医療業
853	児童福祉事業
N	介護老人保健施設(日本標準産業分類、細分類番号 8542 に該当するものに限る。)
S	国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)
V	船員等による船舶運航等の事業
T	警備業
Z	郵便業(信書便事業を含む。)

(注1) N, S, V, T及びZは、本募集要項において便宜的に付けた記号です。

※令和4年1月27日(木)に、募集期間を延期するため一部更新しました。